

## 支援学校 自立活動

### 解答についての注意点

- 1 解答用紙は、マーク式解答用紙と記述式解答用紙の2種類があります。
- 2 大問 **1** ~ 大問 **3** については、マーク式解答用紙に、大問 **4** については、記述式解答用紙に記入してください。
- 3 解答用紙が配付されたら、まずマーク式解答用紙に受験番号等を記入し、受験番号に対応する数字を、鉛筆で黒くぬりつぶしてください。  
記述式解答用紙は、全ての用紙の上部に受験番号のみを記入してください。
- 4 大問 **1** ~ 大問 **3** の解答は、選択肢のうちから、**問題で指示された解答番号**の欄にある数字のうち一つを黒くぬりつぶしてください。  
例えば、「解答番号は  」と表示のある問題に対して、「**3**」と解答する場合は、解答番号  の欄に並んでいる ① ② ③ ④ ⑤ の中の ③ を黒くぬりつぶしてください。
- 5 間違ってぬりつぶしたときは、消しゴムできれいに消してください。二つ以上ぬりつぶされている場合は、その解答は無効となります。
- 6 その他、係員が注意したことをよく守ってください。

指示があるまで中をあけてはいけません。

大阪府では、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とし、「障がい」としています。問題中では、通知文の名称等や、文献等からの引用部分については、もとの「障害」の表記にしています。

1 特別支援教育に関する近年の動向等について、次の(1)～(10)の問いに答えよ。

(1) 次の各文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)「第1章 総則 第3節 教育課程の編成 3 教育課程の編成における共通的事項 (2) 授業時数等の取扱い」の記述の一部である。正しい内容のみをすべて挙げている組み合わせはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 各教科等(中学部においては、特別活動を除く。)や学習活動の特質に応じ効果的な場合であっても、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間は学校休業日に位置づけられているため、これらの授業を行うことはできない。

イ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

ウ 特別活動の授業のうち、小学部の児童会活動、クラブ活動及び学校行事並びに中学部の生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

エ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる標準授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮したうえで、上限35時間までの範囲内であれば定めることができる。

- 1 アーイ
- 2 アーウ
- 3 イーエ
- 4 アーエ
- 5 イーウ

(2) 次の文は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年3月 文部科学省）「第6節 学校運営上の留意事項 3 特別支援教育に関するセンターとしての役割」の記述の一部である。空欄ア～エに当てはまる語句の組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

特別支援教育に関するセンター的機能に関しては、平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、①小・中学校等の教師への支援機能、②特別支援教育等に関する  機能、③障害のある幼児児童生徒への  機能、④医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能、⑤小・中学校等の教師に対する研修協力機能、⑥障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能の6点にわたって示している。

また、中央教育審議会答申においては、特別支援学校における特別支援教育  は、校内における取組だけでなく、例えば、小学校や中学校等に在籍する児童生徒に対する  指導を行ったり、特別支援学校の教師の専門性を活用しながら教育相談を行ったりするなど、域内の教育資源の組合わせ（スクールクラスター）の中で、  としての機能を発揮していくことが求められるとしている。

	ア	イ	ウ	エ
1	相談・情報提供	指導・支援	支援員	直接的な
2	相談・情報提供	指導・支援	コーディネーター	巡回による
3	指導・支援	相談・情報提供	コーディネーター	直接的な
4	指導・支援	相談・情報提供	支援員	巡回による
5	相談・情報提供	指導・支援	コーディネーター	直接的な

(3) 次の各文は、「障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】」（令和5年4月 内閣府障害者施策担当）における「1. 合理的配慮の提供事例」及び「2. 環境の整備事例」の記述の一部である。教育場面における合理的配慮の提供事例の内容のみをすべて挙げている組み合わせはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 視覚障害があり、後で復習するときに使いたいのので、授業を録音させてほしいという生徒に対して、授業の録音は禁止されているが、障害の状況等を踏まえ、録音機器の使用を認めることとした。

イ 聴覚障害があり、ゼミ形式の授業で活発な議論が交わされたときに、議論のやり取りのフォローをしてほしいという生徒に対して、筆談などにより議論のやり取りを素早く伝えるのは困難であったことから、手話通訳者と派遣契約をし、授業の補助員として配置した。

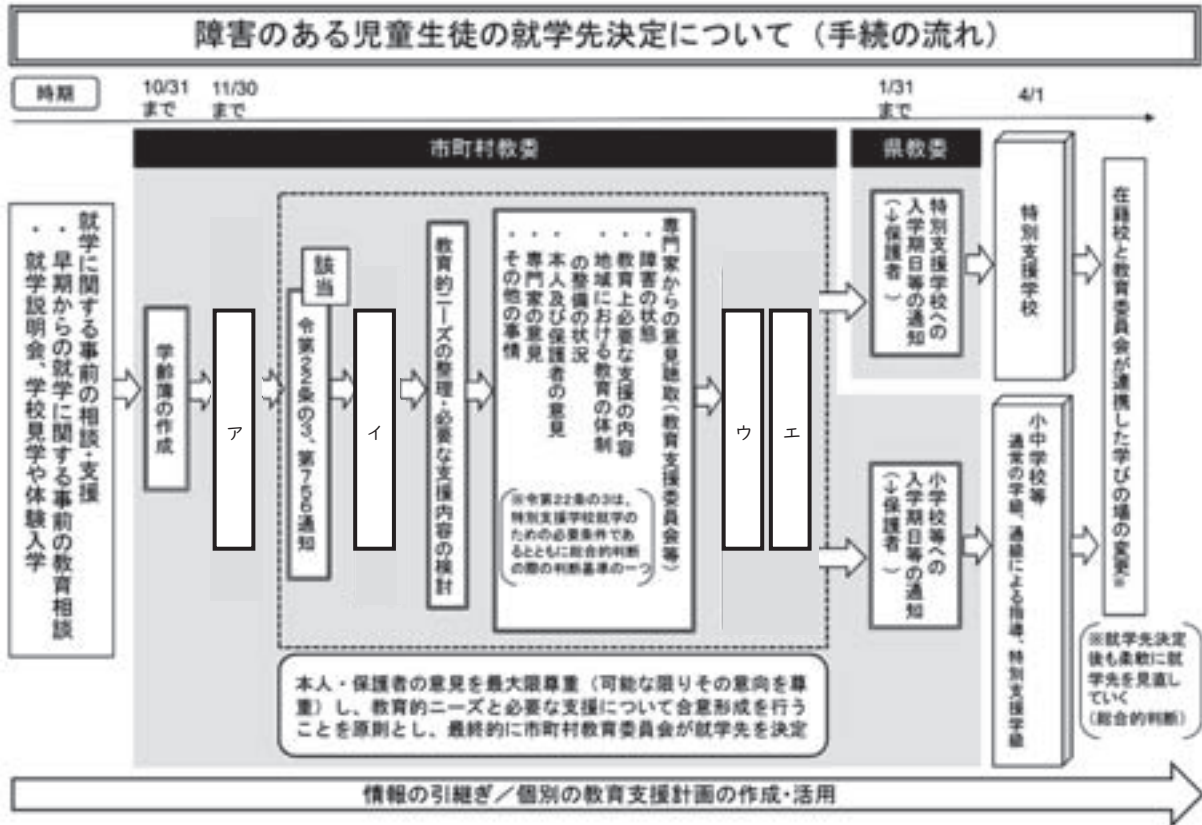
ウ 下肢に不自由さがあり歩行に困難がある。また、長距離の移動では、疲れやすいため、学内の教室移動において、配慮してほしいという生徒に対して、本人と相談のうえ、教室がある建物の玄関付近にフラットなベンチチェアを複数設置し、休憩してから教室へ移動することができるようにした。

エ 知的障害があり、学習活動の内容や流れを理解することが難しく、何をやるのか、いつ終わるのかが明確に示されていないと、不安定になってしまい、学習活動への参加が難しくなる生徒に対して、本人の理解度に合わせて、実物や写真、シンボルや絵などで活動予定を示した。

オ 精神障害があり、講義に集中することが難しい生徒に対して、生徒の希望と症状の診断結果を考慮して、一部の講義にチューターを付けて支援できることとした。

- 1 イーエーオ
- 2 アーエ
- 3 アーウーエ
- 4 イーオ
- 5 アーイーエーオ

(4) 次の図は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における、就学先決定の手続きの流れを示したものである。空欄のア～エに当てはまる語句の組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は



	ア	イ	ウ	エ
1	保護者の意見聴取・意向確認	市町村教育委員会による総合的な判断	合意形成と就学先決定	就学時健康診断
2	市町村教育委員会による総合的な判断	就学時健康診断	保護者の意見聴取・意向確認	合意形成と就学先決定
3	就学時健康診断	市町村教育委員会による総合的な判断	合意形成と就学先決定	保護者の意見聴取・意向確認
4	保護者の意見聴取・意向確認	合意形成と就学先決定	就学時健康診断	市町村教育委員会による総合的な判断
5	就学時健康診断	保護者の意見聴取・意向確認	市町村教育委員会による総合的な判断	合意形成と就学先決定

(5) 次の文は、「教育の情報化に関する手引（追補版）」（令和2年6月 文部科学省）における「第4章 教科等の指導におけるICTの活用 第4節 特別支援教育におけるICTの活用」の記述の一部である。空欄ア～エに当てはまる語句の組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

1. 特別支援教育におけるICTを活用した教育の充実

(2) 特別支援学校における情報教育の配慮点

特別支援学校では、各教科及び高等部に設けられた教科「情報」（知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、知的障害者である児童生徒のための各教科及び高等部において、必要に応じて設けることができるとされている「情報」）を要として情報教育を展開していくことになるが、障害による 、本来の学習内容に集中できる  を整えるとともに、個々の児童生徒に応じた具体的な支援を考える必要がある。また、学習を進めるに当たって、個々の障害の状態や特性や  等を考慮して、適切な 、指導上の工夫が必要である。

	ア	イ	ウ	エ
1	操作上の困難を補い	媒体	社会経験	補助用具の選択
2	操作上の困難を補い	環境	社会経験	補助用具の選択
3	心理的な不安定さを軽減し	媒体	学習状況	使用頻度の設定
4	心理的な不安定さを軽減し	媒体	学習状況	補助用具の選択
5	操作上の困難を補い	環境	社会経験	使用頻度の設定

(6) 次の各文は、「障害者基本計画（第5次）」（令和5年3月 内閣府）において示されている、  
（4）生涯を通じた多様な学習活動の充実の記述の一部である。内容として、適切でないものは  
どれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 放送大学において、テレビ授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援を一層充実する。
- 2 障害の有無にかかわらず、全てのこどもたちの成長を地域全体で支える社会が実現できるよう、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、こどもたちの多様な学習・体験活動等を充実する。
- 3 学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するためには、障害者の各ライフステージにおける学びを支援するよりも、義務教育における学びを支援する必要がある。
- 4 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（令和2年7月策定）等を踏まえ、公共図書館、学校図書館、国立国会図書館、視覚障害者情報提供施設等が連携を図りながら、障害者の読書環境の整備を促進するとともに、図書館サービス人材等の育成を図る。
- 5 障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、訪問支援を含む多様な学習活動を行う学びの場やその機会を提供・充実する。

(7) 医療的ケアの実施要件として、「大阪府立支援学校における医療的ケアの実施についてのガイドライン」(令和2年10月(令和5年3月 第二次改訂) 大阪府教育委員会)に照らし、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 主治医の指示があること。
- 2 学校医及び校長・准校長が、医療的ケアを適切に実施できる環境について、整備されていると判断していること。
- 3 養護教諭または養護助教諭の管理下であること。
- 4 保護者の同意があること。
- 5 保護者の依頼が前提にあること。



(8) 次の各文は、「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引 ●解説とQ & A●」(文部科学省 編著)の記述の一部である。通級による指導の内容として、正しいものを○、誤っているものを×とした場合、組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- ア 他校通級の形態の一つとして、特別支援学校小学部・中学部・高等部に、通級指導教室を設置することはできない。
- イ 他校通級をする場合、通学に要する時間は通級による指導の時間として含むことはできない。
- ウ 「通級による指導」とは、大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行う。
- エ 通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断については、当該児童生徒について特別の教育課程を編成するかどうかの判断であることから、基本的に教育委員会が行う。

	ア	イ	ウ	エ
1	×	○	×	○
2	○	×	×	○
3	×	○	○	×
4	○	○	○	×
5	×	×	×	○

(9) 次の文は、「第2次大阪府教育振興基本計画」(令和5年3月 大阪府)における第5章 基本方針(施策の大綱)の記述の一部である。空欄ア～エに当てはまる語句の組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

基本方針6 学びを支える環境整備

重点取組⑳ | 施設等の計画的な整備の推進

▶ 在籍者数の増加にあわせた支援学校等の環境整備

支援学校在籍者数の増加による教室不足の解消と、国が定める「」に沿うようにするため、将来にわたる  を踏まえ、子どもたちの障がいの状況に応じた、支援学校の新設や既存の学校での増築等を計画的に実施するとともに、適切な環境整備を図ります。また、 が必要な子どもたちの学習機会を保障するため、通学に係る支援や、学校への  の配置等の体制整備を進めます。

	ア	イ	ウ	エ
1	特別支援学校設置基準	公教育の役割	合理的配慮	専門人材
2	特別支援学校施設整備指針	在籍者数の推計等	合理的配慮	専門人材
3	特別支援学校施設整備指針	公教育の役割	医療的ケア	スクールサポートスタッフ
4	特別支援学校設置基準	在籍者数の推計等	医療的ケア	専門人材
5	特別支援学校設置基準	在籍者数の推計等	医療的ケア	スクールサポートスタッフ

(10) 次の各文は、「みつめよう一人ひとりを」（平成31年1月改訂 大阪府教育センター）に照らし、「第2章 障がいの特性理解と指導・支援の在り方 3 知的障がいのある子どもの教育 (2) 指導・支援のポイント」の記述の一部である。内容として、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 子どもの行動を理解するには、その行動が起こる因果関係や背景要因等を詳細に調べ、その内面を読み取ることが大切です。情緒不安定になる原因は、本人の内的要因から生じていることが多いため、注意深く観察することが必要です。また、不適切な行動をどうやめさせるかよりも、望ましい・新しい行動を増やしていくという視点をもつことも大切です。
- 2 子どもの良さと課題の両面を捉えて、個別の指導計画を作成します。この計画は、集団指導の中での配慮や個別的な指導も含み、一人ひとりの教育的ニーズに応じて作成します。
- 3 知的障がいのある子どもは、言語発達の遅れを伴うことがあります。学校園生活全体において、視覚情報を提示するなど、わかりやすい指示等を工夫することが大切です。また、表出言語だけに依存せず、身ぶりや手ぶりを使うなど、多様な手段でコミュニケーションする力を育てることが大切です。
- 4 可能な限り自分の意思で選択・決定し、行動できるようになることは、自立に向けた重要な力になります。子どもが自己選択・決定できる場面設定や意思を表出する手段を配慮・支援していくことが大切です。具体的には子どもの特性に応じて、絵や写真カードで選択・意思表出できるように練習していくこと等が考えられます。
- 5 指導を効果的にするために、子どもが興味・関心を持つような教材・教具を活用することが大切です。又、子どもの実態に応じた適切な教材を作成することがより有効です。

2 特別支援教育や障がい等に関する次の(1)～(10)の問いに答えよ。

(1) 自立活動の内容等について次の問いに答えよ。

- ① ICFの考え方を念頭に置き、配慮すべき事項を考えたとえて、下肢にまひがあり、移動が困難な児童が外出できるようにする指導を例とした自立活動の指導について、適切なものを○、適切でないものを×とした場合、組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

ア 成長期にある児童の実態は様々に変化するので、児童の実態に応じて環境を整えつつ、指導内容・方法の創意工夫に努め、児童の自立と社会参加の質の向上につながる指導を進めることが大切である。

イ ICFの考え方を踏まえるということは、障がいによる学習上又は生活上の困難を的確に捉えるとともに、児童が現在行っていることや、指導をすればできること、環境を整えればできることなどに一層目を向けるようになることを意味している。

ウ 児童の実態把握をするときは、本人のまひの状態や移動の困難にだけ目を向けるのではなく、移動手段の活用、周囲の環境の把握、コミュニケーションの状況などについて、実際に行っている状況や可能性を詳細に把握する。

エ 指導目標を達成するために必要な指導内容を多面的な視点から検討する際、学習指導要領等に示された区分や項目を踏まえることよりも、ICFの「社会的不利」の考え方を踏まえた共生社会を考慮することが重要である。

	ア	イ	ウ	エ
1	○	×	×	○
2	×	○	×	○
3	○	○	○	×
4	○	×	×	×
5	×	○	○	○

② 次のア～エの項目のうち、自立活動の内容の「人間関係の形成」に関する項目として、正しい組み合わせはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- ア 他者の意図や感情の理解に関すること。
- イ 情緒の安定に関すること。
- ウ 自己の理解と行動の調整に関すること。
- エ 状況の理解と変化への対応に関すること。

- 1 イーウ
- 2 アーウ
- 3 イーエ
- 4 アーエ
- 5 アーイ

③ 次のア～エの各文のうち、自立活動についての個別の指導計画の作成に当たって配慮することに照らし、正しい組み合わせはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- ア 自立活動の指導は、児童生徒が所属している学部のみで最大限成果が生かされるようにしなければならないため、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図る必要はない。
- イ 個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。
- ウ 児童又は生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。
- エ 個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、感性や思いやりを主体的に育むことができるような指導内容を取り上げること。

- 1 アーウ
- 2 ウーエ
- 3 イーエ
- 4 アーイ
- 5 イーウ

(2) 次の各文は、行動面の指導に援用可能な指導技法等について説明したものである。各文に当てはまる指導技法等の名称を 1～5 から選べ。

アの解答番号は  イの解答番号は

ア 適切な環境（時間、空間、場所等）や作業手順を調整することで、対象児童生徒の望ましい行動を促す手続きのことである。

イ 起こった出来事に対して、考え・信念・思考が生まれ、結果としての感情や行動・態度がもたらされると考え、考え方や行動の変容を目指すアプローチである。

- 1 認知行動療法
- 2 TEACCH
- 3 相互作用アプローチ
- 4 感覚統合
- 5 SST

(3) 次の各文は、脳性まひの説明である。適切なものを○、適切でないものを×とした場合、組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 受胎から新生児期（生後4週以内）までの間に生まれた脳の非進行性病変に基づく、永続的なしかし変化しうる運動および姿勢の異常であり、その症状は満2歳までに発現する。

イ 脳性まひのタイプが痙直型である場合、筋緊張は低緊張から過緊張へ、過緊張から低緊張へと移り変わり、それらが不随意運動として現れる。

ウ 脳性まひのタイプが失調型である場合、小脳を中心とした、平衡機能の障害が主な症状の一群であり、立位バランスが不安定であったり、歩行の不安定性が強くみられるが、手指の動きには同種の調整のしにくさはみられない。

エ 定型的な各病型の症状が混在しているものを混合型というが、アテトーゼ型と痙直型の混合が最も多い。

	ア	イ	ウ	エ
1	×	×	○	○
2	○	○	×	×
3	×	×	×	○
4	○	○	○	×
5	○	×	×	○

(4) 次の記述は、ある疾患に関するものである。この疾患の名称として、正しいものはどれか。

1～5から一つ選べ。解答番号は

著作権保護の観点により、本文を掲載いたしません。

出典：障害者・障害児心理学

古賀精治著 放送大学教材

121ページ26行目から122ページ4行目まで

- 1 二分脊椎
- 2 四肢形成不全
- 3 筋ジストロフィー
- 4 筋萎縮性側索硬化症
- 5 関節リウマチ



(5) 次の各文は、「大阪府医療的ケア通学支援事業の実施に関する要綱」(令和2年9月 大阪府教育委員会)の記述の一部である。内容として、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- 1 学校は、児童生徒の健康状態等に関して緊急的な対応が必要な場合に、大阪府教育委員会の指示、訪問看護等事業者の依頼等に応じ、又は、自ら適切に判断し、的確な対応を遅滞なく行うこと。
- 2 訪問看護等事業者は、本事業について、大阪府教育委員会との委託契約のもと誠実に遂行し、大阪府教育委員会のほか、児童生徒、その保護者、学校、介護タクシー等事業者及び医療機関その他関係機関と円滑な連携を図るものとする。
- 3 教員は、児童生徒の学校における健康状態等の確認結果のほか、下校時のバイタルチェック、安全に下校するための事前の吸引その他必要な措置を行った結果等を当該下校時に訪問看護等事業者適切に引き継ぎ、必要に応じて介護タクシー等に同乗して保護者への引き継ぎを行うこと。
- 4 保護者は、訪問看護等事業者又は学校等が児童生徒の健康状態等により安全に通学を行うことができないと判断したときは、当日の通学を中止し、必要に応じて、児童生徒の送迎等を行うこと。
- 5 介護タクシー等事業者は、本事業について、児童生徒及びその保護者の依頼を誠実に遂行し、訪問看護等事業者の本事業の遂行に協力し、及び大阪府教育委員会のほか、児童生徒、その保護者、学校及び医療機関その他関係機関と円滑な連携を図るものとする。

(6) 府立支援学校で実施している医療的ケア（文部科学省調査の項目となっているもの）について、認定特定行為業務従事者（教員等）が実施できるものを○、実施できないものを×とした場合、組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- ア 気管切開部の衛生管理
- イ 経管栄養（胃ろう）
- ウ 導尿（本人が自ら行う導尿を除く）
- エ 口腔・鼻腔内吸引（咽頭より手前まで）

	ア	イ	ウ	エ
1	○	○	○	×
2	×	○	○	×
3	×	○	○	○
4	○	×	×	○
5	×	○	×	○

(7) 「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」《令和3年度改訂》(令和4年3月 大阪府教育委員会 大阪府医師会) (エ) 学校給食による事故を防ぐための主な留意点として、誤っているものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 学級担任は事前に配付された詳細な献立表を確認し、誤食のないように注意する。
- 2 緊急時は、養護教諭のみがアドレナリン自己注射薬を使用できる。
- 3 他の児童生徒等の給食をもらうなどのやりとりをしないよう、当該児童生徒等や周りの児童生徒等に指導する。
- 4 学級担任は給食中から給食後の当該児童生徒等の様子を観察し、症状の早期発見に努める。
- 5 給食時間に栄養教諭・学校栄養職員等は状況に応じて教室を巡回するなど、当該児童生徒等の食べている様子を確認する。

(8) 摂食機能獲得段階の特徴的な動きについて、発達過程の早い順に並べた場合、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア [食具（食器）食べ機能獲得期]

・口唇での捕食、左右の手の協調など

イ [自食準備期]

・歯がため遊び、手づかみ遊びなど

ウ [経口摂取準備期]

・哺乳反射、指しゃぶりなど

エ [押しつぶし機能獲得期]

・口角の水平の動き（左右対称）、舌尖の口蓋皺襞<sup>こうがいすうへき</sup>への押しつけなど

1 ウ → エ → ア → イ

2 エ → ウ → イ → ア

3 ウ → エ → イ → ア

4 エ → ウ → ア → イ

5 ウ → イ → エ → ア

(9) 子どもの運動発達について通過年齢の早い順に並べた場合、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

ア 人差し指と親指でつかむ

イ 真っ直ぐの姿勢から投げる

ウ 片足でホップする

エ 爪先で少し走ってステップする

1 イ → ア → ウ → エ

2 ア → イ → エ → ウ

3 ア → ウ → エ → イ

4 イ → ウ → ア → エ

5 ア → イ → ウ → エ

(10)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および同法律施行規則に照らし、障害福祉サービスの内容の組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- ア 障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生ずる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。
- イ 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
- ウ 通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
- エ 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

	ア	イ	ウ	エ
1	就労定着支援	就労継続支援A型	就労移行支援	就労継続支援B型
2	自立生活介助	就労継続支援B型	就労定着支援	就労継続支援A型
3	就労移行支援	就労継続支援A型	自立生活介助	就労継続支援B型
4	就労定着支援	就労継続支援B型	就労移行支援	就労継続支援A型
5	就労移行支援	就労継続支援A型	就労定着支援	就労継続支援B型

**3** 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)に示されている障害の状態等に応じた教育的対応について、次の(1)～(7)の問いに答えよ。

(1) 次のア～オの検査のうち、知能発達検査の組合わせとして、正しいものを1～5から一つ選べ。

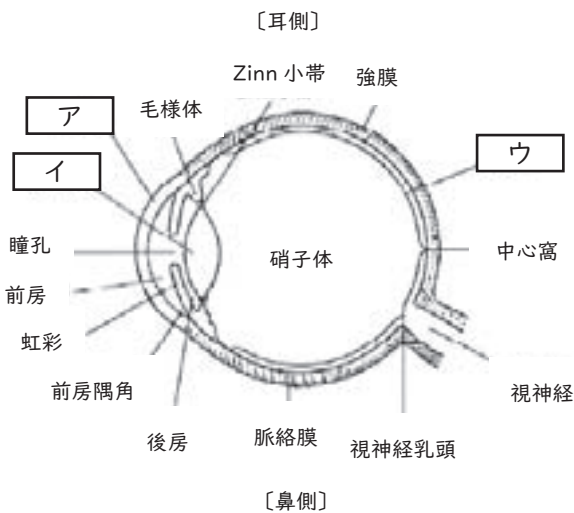
解答番号は

- ア WISC-IV
- イ 日本版Vineland II 適応行動尺度
- ウ K-ABC- II
- エ 新版K式発達テスト
- オ ASA旭出式社会適応スキル検査

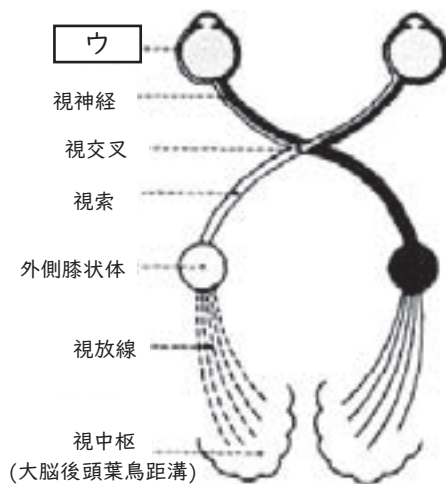
- 1 アーイーエ
- 2 イーウーオ
- 3 アーウーエ
- 4 アーイーエーオ
- 5 イーオ

(2) 次の文は、視覚障害の原因についての記述の一部である。空欄ア～オに当てはまる語句の組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

視覚障害は、眼球及び視路（視神経から大脳視覚中枢までを含む。）で構成されている視覚器官のいずれかの部分の障害によって起こる（I-図3、I-図4）。眼球はカメラにたとえると理解しやすい。とは透明で光線を屈折し、カメラのレンズの役割を果たす。はフィルムに相当し、にある視細胞のうち色や形を主として感じるは黄斑中心窩付近で、暗所で光を主として感じるは網膜中間部で密に配列している。ピント合わせは、毛様体筋やZinn小帯の働きで、水晶体の弾性により屈折力が変化して行われる。虹彩、毛様体、脈絡膜は色素に富んでいて、眼球内部を暗箱にしている。虹彩の働きで瞳孔径が大きくなったり小さくなったりするが、これはカメラの絞りに相当する。



I-図3 視覚器官の断面



I-図4 視路

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	角膜	水晶体	網膜	杆体細胞	錐体細胞
2	角膜	水晶体	網膜	錐体細胞	杆体細胞
3	網膜	角膜	水晶体	杆体細胞	錐体細胞
4	水晶体	網膜	角膜	錐体細胞	杆体細胞
5	網膜	角膜	水晶体	錐体細胞	杆体細胞



(3) 次の各文は、「聴覚障害の程度による特徴」についての記述の一部である。正しいものを○、誤っているものを×とした場合、組合わせとして、正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- ア 平均聴力レベル25～40dBの聴覚障害は、話声語を4～5m、ささやき語を50cm以内で聞き取ることができ、日常生活面ではほとんど問題が見られない。
- イ 平均聴力レベル40～60dBの聴覚障害は通常の話し声を1.5～4.5mで聞き取れるので、言語習得前に障害が生じた場合でも、家庭内での生活上の支障は見逃されやすい。
- ウ 平均聴力レベル60～90dBの聴覚障害は、通常の話し声を0.2～1.5mで聞き取れるので、補聴器の補聴が適正であれば、音声だけの会話聴取が可能である場合が多い。
- エ 平均聴力レベル90dB以上の聴覚障害で、言語習得期前に障害が生じた場合には、早期からの適切な教育的対応は必須である。

	ア	イ	ウ	エ
1	×	○	○	×
2	×	×	○	×
3	○	×	×	×
4	○	○	×	○
5	×	○	○	○

(4) 次の文は、知的障害についての記述の一部である。空欄ア～エに当てはまる語句の組合わせとして、正しいものを、1～5から一つ選べ。解答番号は

知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、「 などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「、日常生活や社会生活、安全、仕事、 などの適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、 条件で変わり得る可能性があると言われている。

	ア	イ	ウ	エ
1	学力やコミュニケーション	他人との意思の交換	学習活動	環境的・社会的
2	認知や言語	自発的な意思の表出	余暇利用	心理的・肉体的
3	認知や言語	他人との意思の交換	余暇利用	環境的・社会的
4	学力やコミュニケーション	自発的な意思の表出	学習活動	心理的・肉体的
5	認知や言語	他人との意思の交換	学習活動	環境的・社会的

(5) 次の各文は、「肢体不自由の理解」における姿勢保持の工夫と運動・姿勢の補助的手段の活用についての記述の一部である。内容として、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。

解答番号は

- 1 姿勢保持に関しては、座位姿勢の安定のための椅子、作業能力向上のための机が挙げられる。椅子に関しては、下肢を安定させるためのフットサポート、頸の座りが不安定である場合にはヘッドサポートがある。
- 2 移動のための補装具としては、車椅子、歩行器、つえ、短下肢装具、靴型装具又は足底装具などがある。
- 3 施設設備に関しては、廊下や階段に取り付けた手すり、スロープ、階段昇降機、エレベーターの設置も視野に入れておく必要がある。
- 4 学校や家庭生活で使用する筆記用具やスプーンを、操作しやすいように握る部分を細くしたり、ベルトを取り付けたり、ノートや食器を机上で動かしやすいようにする器具などがある。
- 5 食事・衣服着脱・排せつ等の日常生活動作の補助手段としては、着脱しやすいようにデザインされたボタンやファスナーを用いて扱いやすくした衣服、トイレについては利用しやすい空間を備えた洋式トイレがある。

(6) 次の各文は、「肢体不自由のある子供に対する特別な指導内容」の記述の一部である。内容として、適切でないものはどれか。1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 学習に対する興味や関心、意欲を高め、集中力や活動力をより引き出すためには、あらゆる運動・動作の基礎となる臥位、座位、立位などの姿勢づくりに積極的に取り組むことが必要である。
- 2 肢体不自由のある子供の場合は、保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を有効に活用することが困難な場合があるため、丁寧に指導する必要がある。その際、それらを個々の感覚ごとに分けて捉えることで、保有する個々の感覚で受け止めやすいように情報の提示の仕方を工夫することが大切である。
- 3 肢体不自由のある子供は、身体の動きに困難があることから、様々なことを体験する機会が不足したまま、言葉や知識を習得していることがあり、言葉を知っていても意味の理解が不十分であったり、概念が不確かなまま用語や数字を使ったりすることがあるため、基礎的な概念の形成を的確に図る指導内容が必要である。
- 4 保護者や主治医、看護師等と密接な連携を図り、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化、呼吸や摂食機能の維持・向上など、に対応するための指導内容にも継続的に取り組むことが必要である。
- 5 中途障害も含め肢体不自由のある子供の場合、障害を理解し、自己を確立し（自己理解、自己管理、自己肯定感等）、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲を高めるような指導内容を選択し、関連付けた指導を進めることが必要である。

(7) 次の各文は、「病弱教育の対象となる病気等」の一つであるてんかんの緊急対応を要する発作に関する記述の一部である。内容として、適切でないものを1～5から一つ選べ。解答番号は

- 1 発作中は呼吸がしにくくなるため、衣服を緩めて呼吸がしやすい体位を取らせる。また顔を横に向けるなどして、痰がのどに詰まらないようにする。
- 2 口の中に食べ物が入っている場合は窒息することがあるため、口の中のものを出すことが必要な場合がある。
- 3 歯を食いしばることにより、口の中に入れた物を噛みちぎったり、歯を折ったりするので、口にタオルや布等を噛ませて様子を見守る必要がある。
- 4 発作が収束した後は、いびきをかいて深く眠ることが多いが、このときも痰を詰めないように注意し、顔を横に向けるなどの配慮を行うとともに、呼吸や顔色に注意する。
- 5 発作が長く続く場合や、一回の発作は短くても繰り返し起こる場合、初めての発作の場合には、救急隊に依頼して医療機関への搬送を考慮する。

4

次の文を読んで、次の（１）～（４）の問いに答えよ。

A児は、B小学校の肢体不自由特別支援学級に在籍する、先天性ミオパチー疑いのある１年生の児童である。肢体不自由と知的障害を併せ有しており、歩行が不安定で、階段の上り下りや段差のある場所の歩行については、安全面の確保からも個別の支援を要する。長距離の移動は車椅子を使用し、食事や学習のときは姿勢が安定するように座位保持椅子を使用している。発語はなく、表情の変化や動き、発声で感情を表現し、嫌なことは泣いて訴える。日常生活では、排せつ面での自立が難しく、定時排せつに取り組んでいる。食事については、経管栄養により栄養管理を行っている。衣服の着脱にも支援が必要で、担任が一对一の対応をしている。

肢体不自由特別支援学級では個別の指導計画を作成し、学習内容や教材教具の工夫をすることにより、A児の実態に合わせた学習を行っている。また、A児に必要な支援を行いながら、交流及び共同学習を行い、他の児童と同じ場で学ぶことで自然と関わりをもちながら学習を進めている。

（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」から作成）

（１）下線部 a 「歩行が不安定」に関連して、運動機能の向上のために装具が用いられる場合があるが、装具の目的について、具体的に説明せよ。

（２）下線部 b 「経管栄養」に関連して、次の問いに答えよ。

- ① 経管栄養が必要な状態とは、どのような状態なのか、簡潔に説明せよ。
- ② 子どもの経管栄養を行う際、注意点として、注入前に排痰を十分に行い、呼吸状態を整えておく必要がある。排痰法の一つである「体位ドレナージ」とはどのようなものか、簡潔に説明せよ。

(3) 下線部cに関連して、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)「第3編 IVの1 肢体不自由のある子供の教育的ニーズ」には、肢体不自由のある子どもに対する特別な指導内容が6つ示されている。そのうち、「エ 表出・表現する力に関すること」について、どのような指導内容があるか、具体的に述べよ。

(4) 下線部dに関連して、次の文は「交流及び共同学習ガイド」(平成31年3月 文部科学省)「第2章 交流及び共同学習の展開」の記述の一部である。( )に入る語句を答えよ。

<教育課程上の位置付け>

交流及び共同学習は、小・中学校等と特別支援学校が学校間で連携して行うものや、小・中学校等において、当該学校が所在する地域に居住する特別支援学校の児童生徒等を受け入れて行うものなど様々な形態がありますが、授業時間内に行われる交流及び共同学習は、その活動場所がどこであっても、児童生徒等の( ① )の授業として位置付けられていることに十分留意する必要があります。

交流及び共同学習は、( ② )、道徳科、総合的な学習の時間又は特別活動等のそれぞれの授業において行うことができます。実施する学校において、教育課程上の位置付けや( ③ )などを明確にし、適切な評価を行うことが必要です。

